

契約事前確認公募について

令和 7年 10月28日

九 段 坂 病 院
院長 山田 正仁

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 当該招請の趣旨

九段坂病院(以下「病院」という。)では、中央監視装置ローカル機器廻りの更新について、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の者との契約手続きに移行します。

なお、応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の者と当該応募者との間の一般競争入札に移行する予定です。

2 概要

- (1) 名称 中央監視装置ローカル機器廻り更新について
- (2) 概要 別添 仕様書による

3 業務目的

本業務の目的は中央監視装置ローカル機器廻り更新について、常に正常な機能をもって運用できることを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

応募する者については、募集の趣旨を鑑み、当該業務実施を遂行できる法人であって、下記要件を満たす者であること。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者に該当しない者であること。
- ② 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- ③

令和07・08・09年度国家公務員共済組合連合会競争参加資格又は全省庁統一参加資格「役務の提供」がA、B又はC等級に格付けされた者であること。(但し、この場合は、「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)(写)を参加意思確認書とあわせて提出すること。)

- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。(参加意思確認書とあわせて誓約書を提出すること。)

(2) 守秘性に関する要件

- ① 個人情報を含む重要情報についてその取扱基準を確立していること。
- ② 業務の実施により、直接又は間接的に知りえた内容について、第三者へ漏洩しない体制となっていること。なお、当該業務完了後においても同様とする。

5 公募説明会

実施しない。

6 手続き等

(1) 公募応募者受付窓口等

受付窓口

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-12

九段坂病院 事務部 施設用度課

電話 03-3262-1385 (直通)

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

この公募内容等の条件を満たしている者で、応募を希望する者は、以下により意思表示を行うこと。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書は受領できないので、提出前に担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行うこと。

ア 担当部署

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-12
九段坂病院 事務部 施設用度課

イ 意思表示期間

令和7年11月11日(火) 15時まで

ウ 意思表示方法

上記担当部署に別紙様式②を持参により提出すること。

7 本件に係る照会等連絡先

上記担当部署

参加意思確認書

令和 年 月 日

九 段 坂 病 院
院長 山田 正仁 殿

提出者 氏名又は名称
担当部署
住所
電話番号

九段坂病院から公示された下記公募について、同公示における公示及び仕様書の応募要件を満たすものとして、参加意思確認書を提出いたします。

記

業務名 中央監視装置ローカル機器廻り更新について

添付物として

- 1. 印鑑証明等（印鑑証明書又は印鑑登録証明書）（写し）
- 2. 法人登記簿謄本または履歴事項全部証明書（写し）
- 3. 令和07・08・09年度国家公務員共済組合連合会競争参加資格又は全省庁統一競争参加資格
- 4. 誓約書（別紙様式③）

作成者又は連絡先 担当部署
氏名
電話番号

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、貴院が必要な場合には、警察当局に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が貴院と行う他の契約における身分確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自社の役職員等が、次のいずれにも該当するものではありません。

- (1) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

2 1.(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

九段坂病院 院長 殿

所在地
社名
代表者氏名

印